

# 建設委員会情報連絡

令和6年3月15日

情報連絡件名	頁
(1) 綾瀬川堤防護岸整備工事について	2
(2) 公益信託あだちまちづくりトラスト助成金の申請受付開始について	5
(3) 足立区私道防犯灯設置助成要綱の改正について	7
(4) 「梅まつり」及び「大谷田公園梅園ライトアップ」の 実施結果について	13
(5) 荒川放水路通水100周年記念事業第2回実行委員会の 結果について	16
(6) 無電柱化事業の進捗について	20
(7) 補助第256号線整備の進捗状況について	23
(8) 令和5年度空き家無料相談会の開催結果について	25

## 【参考】

《総合交通対策調査特別委員会報告事項》

※ 資料は、総合交通対策調査特別委員会（都市建設部）の報告資料にあり

- (1) 【追加】コミュニティバス「はるかぜ」路線の協働事業について
- (2) 【追加】入谷・鹿浜地区におけるデマンドタクシー実証実験について
- (3) シェアサイクル実証実験の取組み状況について
- (4) 竹ノ塚駅東口自転車駐車場及び江北駅西自転車駐車場の運営について
- (5) 竹の塚東自転車駐車場の運営について
- (6) 有楽町線（地下鉄8号線）の整備促進に向けた取組み状況について

(都市建設部)

# 建設委員会情報連絡

令和6年3月15日

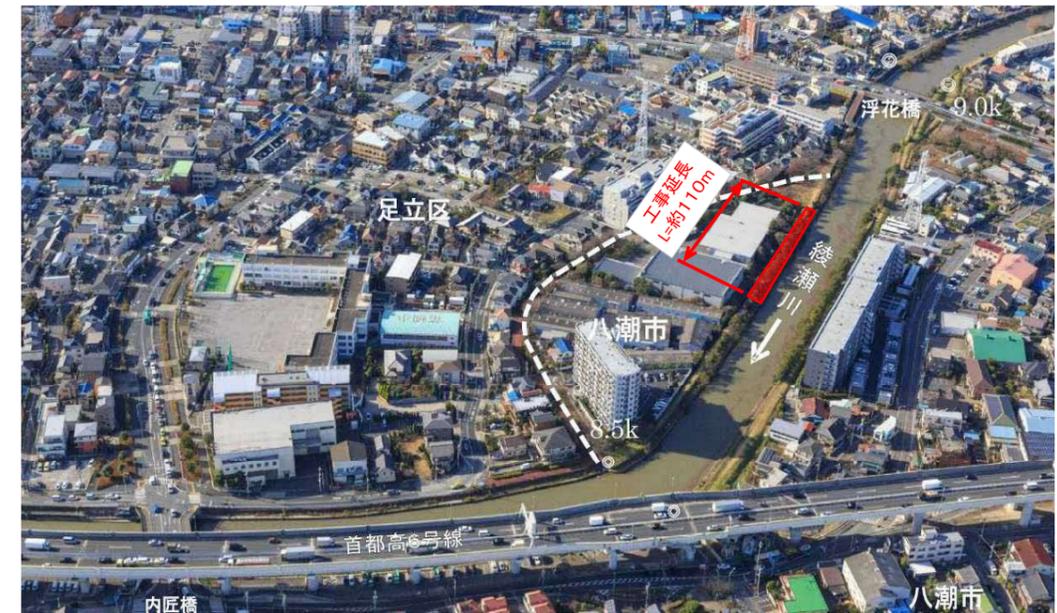
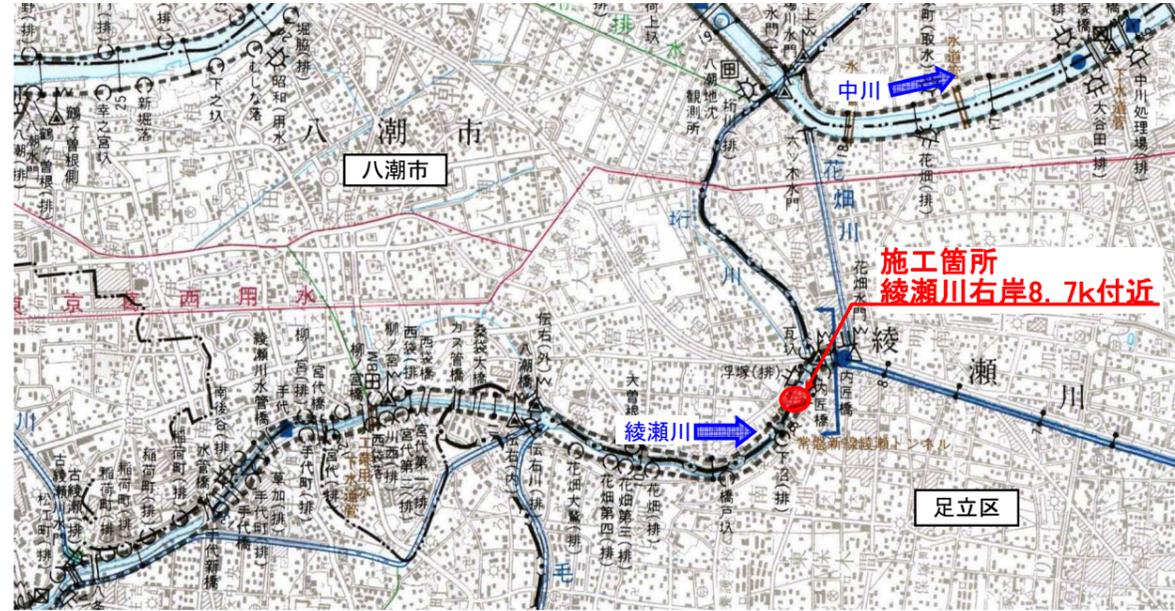
件名	綾瀬川堤防護岸整備工事について
所管部課名	都市建設部都市建設課
内容	<p>国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所が実施する、綾瀬川右岸浮塚地先の堤防護岸整備工事の概要を以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 整備の経緯</b>          埼玉県八潮市大字浮塚地先の綾瀬川右岸8.7k付近において、計画堤防高に対して高さが不足しているため、約110mの堤防護岸整備を行う。※ 施工箇所区域は八潮市</p> <p><b>2 工事概要 別紙1 P3参照</b>          (1) 工事 R5綾瀬川右岸浮塚地先堤防護岸整備工事          (2) 工期 令和6年4月上旬～令和7年2月下旬予定          (3) 区間 綾瀬川右岸8.7k付近約110m          (4) 施工業者 未定</p> <p><b>3 整備に伴う工程及び交通規制（予定） 別紙1、2 P3～4参照</b>          (1) 護岸基礎工は、川側から資材の搬入及び施工を5月頃から10月頃まで行う。          (2) 擁壁等の護岸工事は、陸側から資材の搬入及び施工を11月頃から2月頃まで行う。そのため、浮花橋から施工区間と古綾瀬川遊歩道の一部を通行止めとする。          (3) 施工業者が決まり次第、具体的な施工計画を確認し、関係所管と協議調整を図る。</p> <p><b>4 問題点・今後の方針</b>          工事の詳細が確定次第、速やかに議会報告する。また、通行止め等が発生する整備期間前には、地元町会にも報告する。</p>

# R5綾瀬川右岸浮塚地先堤防護岸整備工事

別紙1

R6年1月時点資料

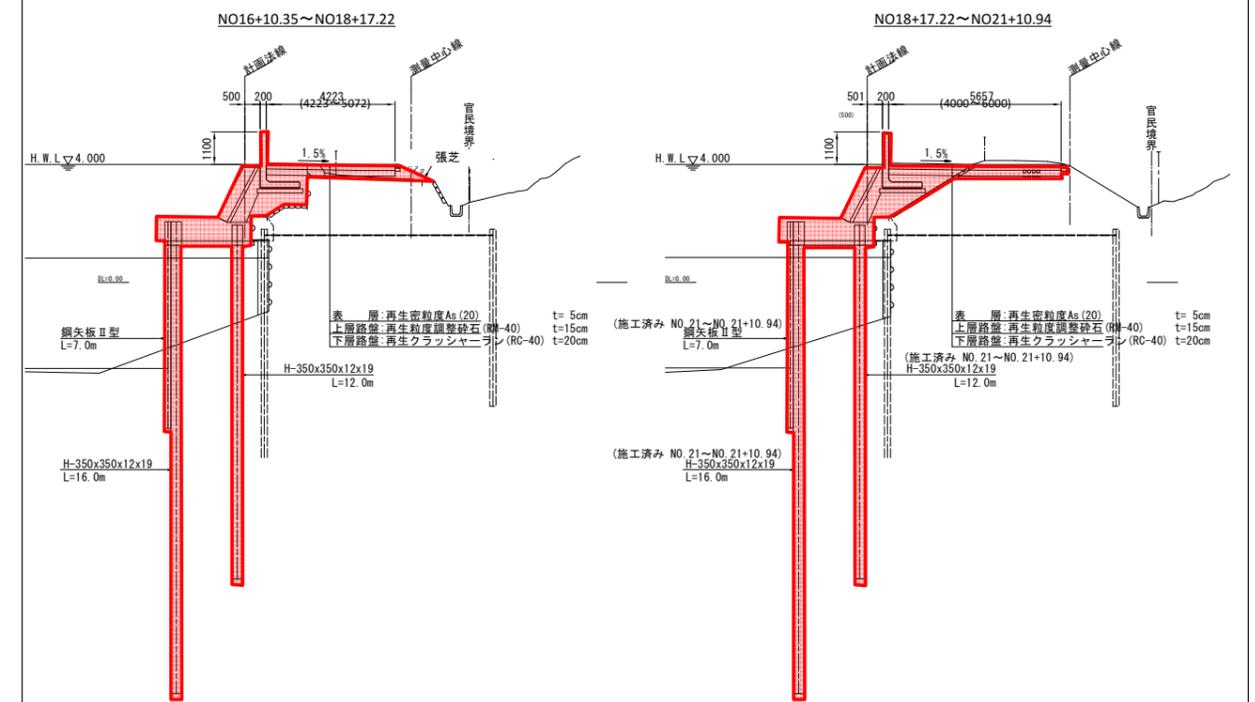
## 位置図



## ■ 工事概要

工事名	R5綾瀬川右岸浮塚地先堤防護岸整備工事
工事場所	自) 埼玉県八潮市大字浮塚地先 至) 埼玉県八潮市大字浮塚地先
工期	令和6年4月 ~ 令和7年2月
工事種別	一般土木工事
工事概要	本工事は、綾瀬川右岸8.7k付近において、堤防護岸整備を行うものである。
工事内容	工事延長 L=約110m 護岸工 1式 河川土工 1式、護岸基礎工 1式、法覆護岸工 1式(コンクリート(間地)ブロック積 約190m <sup>2</sup> )、擁壁護岸工 1式(プレキャスト擁壁工 約100m)、根固め工、付帯道路工(アスファルト舗装工 約300m <sup>2</sup> )、光ケーブル配管工 1式、構造物撤去工 1式、仮設工 1式

## 標準横断面図

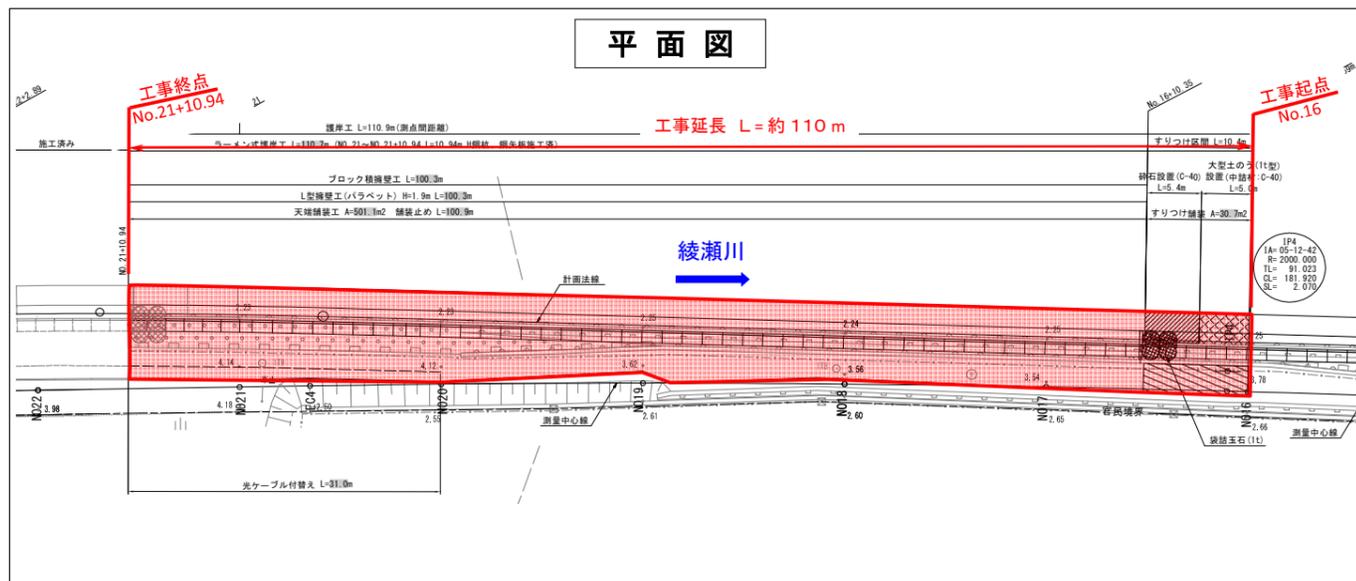


## 概略工程表

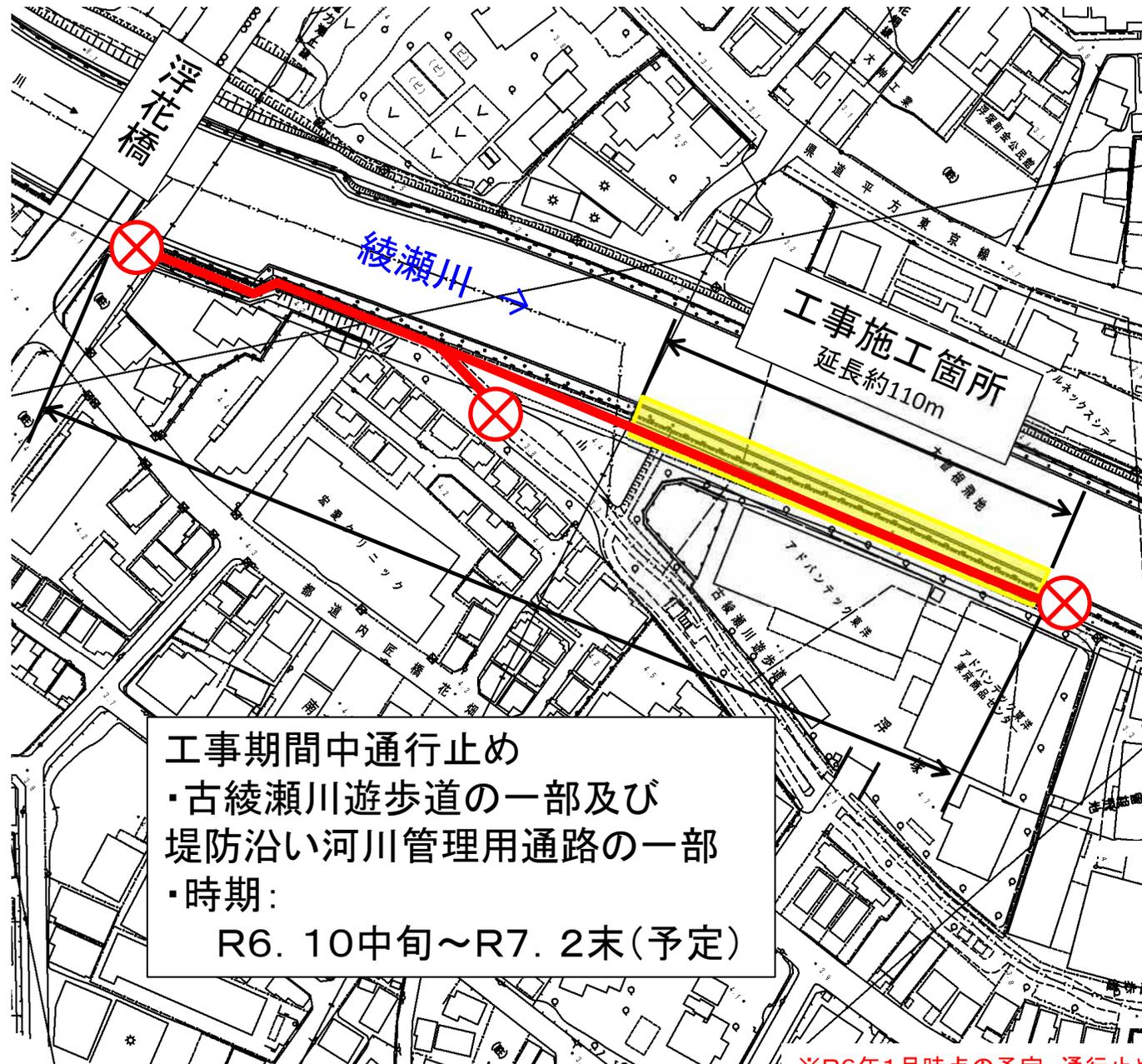
※R6年1月時点の予定。工程は変わる可能性があります。

工種	単位	数量	令和6年												令和7年	
			3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		
準備	式	1														
護岸基礎工	式	1														
護岸工等	式	1														
付帯道路工	式	1														
後片付け	式	1														
参考	通行止め期間(予定)															

## 平面図

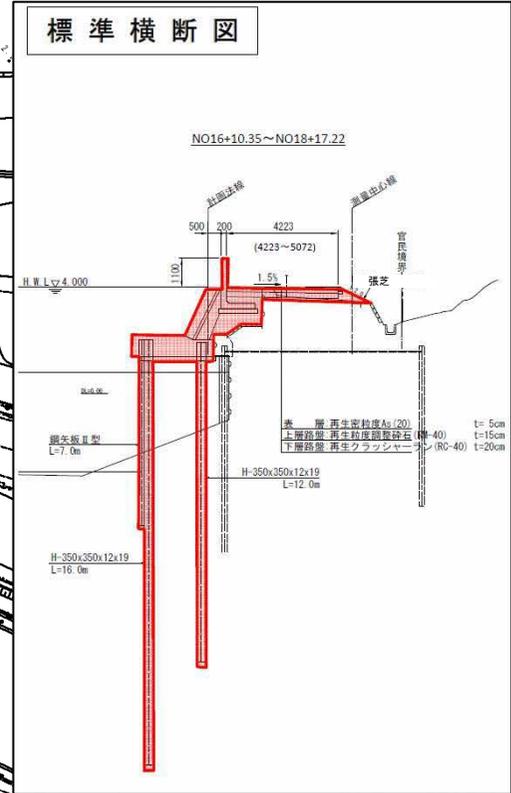


## ○整備に伴う通行規制



工事期間中通行止め  
・古綾瀬川遊歩道の一部及び  
堤防沿い河川管理用通路の一部  
・時期：  
R6. 10中旬～R7. 2末(予定)

## ○施工イメージ



※R6年1月時点の予定。通行止め時期・範囲は変わる可能性があります。

# 建設委員会情報連絡

令和6年3月15日

件名	公益信託あだちまちづくりトラスト助成金の申請受付開始について
所管部課名	都市建設部まちづくり課
内容	<p>寄付金を原資とし区民の自主的なまちづくり活動を支援する「公益信託あだちまちづくりトラスト」について、以下のとおり令和6年第2回事前相談・申請受付を開始するので報告する。</p> <p><b>1 事前相談・受付等</b></p> <p>(1) 事前相談 令和6年4月10日(水)～令和6年5月10日(金) ※ まちづくり課で事前相談を実施</p> <p>(2) 受付 令和6年5月10日(金)～令和6年6月10日(月) ※ 三菱UFJ信託銀行株式会社へ郵送にて申請書類を提出</p> <p>(3) 審査 令和6年7月</p> <p>(4) 活動対象期間 令和6年9月～令和7年8月</p> <p><b>2 助成金制度の概要及び助成団体</b></p> <p>(1) 助成金制度の概要 創意工夫による自主的なまちづくり活動を行う個人又は団体に対して助成支援を行う。活動のテーマに応じ、5つのコースで募集する。 ＜参考＞公益信託あだちまちづくりトラストホームページ <a href="https://adachi-trust.jp/">https://adachi-trust.jp/</a></p> <p>(2) 助成団体(令和6年第1回) 別紙 P6参照</p> <p><b>3 今後の方針</b> 募集開始について、区ホームページやあだち広報、チラシ等により情報発信を行う。</p> 

令和6年第1回募集で助成を受けた事業（活動対象期間 令和6年4月～令和7年3月）

No.	申請者名	事業の内容
-----	------	-------

<身近な活動コース>

1	横田 光輝 横田 安澄	音楽に合わせてサッカーボールで足技を競う「フリースタイルフットボール」と「古着」を組み合わせ、教室・イベント等も開催しながら足立区の魅力を発掘・発信していく。
---	----------------	---

<はばたき支援コース>

2	NPO法人 千住文化普及会	千住エリアの観光スポットに「千住 QR コード」プレートを設置しながら、観光資源情報を発信する。すでに設置したプレートに続き、千住開宿400年の令和7年までに計45箇所を設置する。
3	一般社団法人 ほしかぜ	子どもたちがプロの芸術表現等を吸収し、自らを表現する場をつくる活動を実施中。表現活動の稽古やワークショップ「子ども表現堂」を開催する。
4	千住いえまち	千住宿が栄えた旧日光街道沿いに地口行灯の設置数を増やし、子どもたちを中心にまち巡りを促すと共に、絵馬屋と連携して伝統技術の承継にも挑戦する。

<街並み空間・自主管理歩道コース>

5	ナイスアーバン五反野 中央本町管理組合	経年劣化した自主管理歩道のクルマ止め塗装工事
6	グランフラッツ千住旭町 管理組合	経年劣化による自主管理歩道のひび割れ・沈下の補修及び枯れた植栽の補修工事

# 建設委員会情報連絡

令和6年3月15日

件名	足立区私道防犯灯設置助成要綱の改正について
所管部課名	道路公園整備室道路公園管理課
内容	<p>足立区私道防犯灯設置助成要綱を改正したので、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 改正理由</b> 令和4年度実施事業分の足立区区民評価委員会の評価結果等を踏まえて、私道防犯灯設置助成事業の助成要件等を拡充するため。</p> <p><b>2 私道防犯灯設置助成事業の概要</b> 夜間の交通安全及び犯罪防止を目的に、区又は地方公共団体以外の設置者が、私道上に設置する防犯灯に対して、助成金の交付を行う。</p> <p><b>3 改正概要（別紙1 P8～11参照）</b> (1) 助成の要件 幅員が1.2m以上で、利用戸数が2戸以上の私道を対象とする。 (2) 助成金の額 区長が別に定める標準単価額から算出した工事費用とする。ただし、現に要した工事費用がこの額に満たないときはその費用額とする。</p> <p><b>4 施行日</b> 令和6年4月1日（予算の議決が得られた場合、改正内容で実施予定）</p> <p><b>5 その他</b> 私道防犯灯設置の基準間隔についても、足立区私道防犯灯設置基準を改正し、30mから20mとした。</p> <p><b>6 今後の方針</b> (1) 助成に至らなかった相談者に対して、情報発信を行う。 (2) 町会・自治会に対して、情報発信を行う。また、以下の町会等に直接働きかけを行う。 ア 防犯上危険と思われる箇所を区域とする町会等 イ 蛍光灯型の防犯灯を多く維持管理している町会等 (3) 防犯上危険と思われる箇所に周知チラシ（別紙2 P12参照）をポスティングする。 (4) あだち広報による情報発信を行う。 (5) SNSによる情報発信を行う。</p>

## 足立区私道防犯灯設置助成要綱 新旧対照表

※改正点は下線部参照

改正前	改正後
<p>第1条 (省略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱で用いる用語の意義は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 防犯灯 設置者が国又は地方公共団体以外で、夜間の交通安全・犯罪防止を目的に私道上等に設置された防犯灯をいう。</p> <p>(2) 私道 道路法の適用を受けない道路で、常時一般交通の用に供されている民有地に設置された道路をいう。</p> <p>(助成の要件)</p> <p>第3条 次の各号のいずれかに該当する私道上に設置する防犯灯及び設置された防犯灯の取替を助成対象とする。ただし、集合住宅等の敷地内通路に接して設置するもの、及び本要綱に基づく助成を受けて10年未満の防犯灯(蛍光灯)の取替(機器故障等を除く)は対象としない。</p> <p>(1) 幅員が1.2m以上で道路の両端が公道に接している私道</p> <p>(2) 道路の一端が公道又は1.8m以上の私道に接していて、利用戸数が4戸以上かつ幅員が1.8m以上の私道</p> <p>(3) 道路の一端が公道又は1.8m以上の私道に接していて、道路延長が30m以上、利用戸数が2戸以上、幅員が1.8m以上の私道</p> <p>(4) 学校、幼稚園又は保育園等の公共施設に通じていて、区長が適当と認めた私道</p> <p>第4条 (省略)</p>	<p>第1条 (現行のとおり)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱で用いる用語の意義は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 防犯灯 設置者が国又は地方公共団体以外で、夜間の交通安全・犯罪防止を目的に私道上等に設置された防犯灯をいう。</p> <p>(2) 私道 道路法の適用を受けない道路で、常時一般交通の用に供されている民有地に設置された道路をいう。</p> <p>(助成の要件)</p> <p>第3条 次の各号のいずれかに該当する私道<u>上</u>に設置する防犯灯及び設置された防犯灯の取替を助成対象とする。ただし、集合住宅等の敷地内通路に設置するもの及び本要綱に基づく助成を受けて10年未満の防犯灯の取替(機器故障等を除く。)は、対象としない。</p> <p>(1) 幅員が1.2m以上で道路の両端が公道に接している私道</p> <p>(2) 幅員が1.2m以上で利用戸数が2戸以上の私道</p> <p>(3) 学校、幼稚園又は保育園等の公共施設に通じていて、区長が適当と認めた私道</p> <p>第4条 (現行のとおり)</p>

改正前	改正後
<p>(助成金の額)</p> <p>第5条 防犯灯設置の助成金の額は、区長が別に定める標準工事費の10分の9に相当する額とする。</p> <p>(助成の対象費用)</p> <p>第6条 前条の標準工事費には、各申請手続き費用及び各工事単価を合わせた費用が含まれる。又工事に必要な測量・遣り方・保安施設並びに検査及び試験等に要する費用は、全て工事単価に含まれるものとする。</p> <p>(助成の申請)</p> <p>第7条 助成金の申請は、私道防犯灯設置助成申請書(第1号様式)により、設置工事に着手する前に行わなければならない。</p> <p>2 私道に独立した柱を建てる工事を行う場合には、申請書の土地使用承諾欄に当該私道所有者の承諾(署名・押印)を受けなければならない。</p> <p>3 申請は私道1系統につき1申請とする。ただし、同一地区で多数の系統を同時に申請する場合は、原則としてまとめて申請すること。</p> <p>第8条 区長は、前条の申請があったときは、この要綱及び第4条に定めた設置基準に基づき審査を行い、私道防犯灯設置助成決定通知書(第2号様式)により申請者に通知する。</p> <p>2 申請内容を承認するときは、私道防犯灯設置助成決定通知書に承認内容を明記する。</p> <p>3 申請内容の全部又は一部を承認できないときは、私道防犯灯設置助成決定通知書により、不承認内容とその理由を明記する。</p>	<p>(助成金の額)</p> <p>第5条 防犯灯設置の助成金の額は、区長が別に定める標準単価額から算出した工事費用(以下「標準工事費」という。)の10分の10に相当する額とする。<u>ただし、現に要した工事費用がこの額に満たないときはその費用額とする。</u></p> <p>(助成の対象費用)</p> <p>第6条 前条の標準工事費には、各申請<u>手続</u>費用及び各工事単価を合わせた<u>費用を含むものとする。</u></p> <p><u>2</u> 工事に必要な測量・遣り方・保安施設並びに検査及び試験等に要する費用は、全て<u>前項の</u>工事単価に含まれるものとする。</p> <p>(助成の申請)</p> <p>第7条 助成金の申請は、私道防犯灯設置助成申請書(第1号様式)により、設置工事に着手する前に行わなければならない。</p> <p>2 <u>助成金の申請を行うもの(以下「申請者」という。)</u>は、私道に独立した柱を建てる工事を行う場合には、申請書の土地使用承諾欄に当該私道所有者の承諾<u>を得た事を証するため、署名をさせなければならない。</u></p> <p>3 申請は、<u>私道1系統につき1申請とする。この場合において、同一地区で多数の系統を同時に申請する場合は、原則として同時に申請すること。</u></p> <p>第8条 区長は、前条の申請があったときは、この要綱及び第4条の設置基準に基づき審査を行い、私道防犯灯設置助成決定通知書(第2号様式)により申請者に通知する。</p> <p>2 <u>区長は、申請内容を承認するときは、私道防犯灯設置助成決定通知書に承認内容を明記する。</u></p> <p>3 <u>区長は、申請内容の全部又は一部を承認できないときは、私道防犯灯設置助成決定通知書により、不承認内容とその理由を明記する。</u></p>

改正前	改正後
<p>第9条 申請者は助成決定後、設置工事を変更する時は、私道防犯灯設置助成決定変更・中止願（第3号様式）にてあらかじめ区長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 申請者は助成決定後、設置工事を中止する時は、私道防犯灯設置助成決定変更・中止願（第3号様式）にて区長の承認を受けなければならない。</p> <p>3 区長は次の各号のいずれかに該当する場合は、助成決定を変更し、又は取り消し、その理由を私道防犯灯設置助成決定変更・取消通知書（第4号様式）にて申請者に通知する。</p> <p>(1) 完了検査時に、この要綱及び設置基準に基づいた工事を行っていない場合。</p> <p>(2) 助成の決定を通知した日の属する年度内に完了届が提出されない場合。</p> <p>(3) 虚偽の申請を行った場合。</p> <p>(4) 申請者から私道防犯灯設置助成決定変更・中止願が提出され、区長が適当と認めた場合。</p> <p>(5) 前各号のほか、区長の付した条件又は指示に従わなかった場合。</p> <p>(工事完了届)</p> <p>第10条 申請者は、設置工事が完了したときは、速やかに完了届（第5号様式）を区長に提出しなければならない。</p> <p>第11条（省略）</p>	<p>第9条 申請者は、助成決定後、設置工事を変更するときは、私道防犯灯設置助成決定変更・中止願（第3号様式）にてあらかじめ区長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 <u>申請者は、助成決定後、設置工事を中止するときは</u>、私道防犯灯設置助成決定変更・中止願（第3号様式）にて区長の承認を受けなければならない。</p> <p>3 <u>区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は</u>、助成決定を変更し、又は取り消し、その理由を私道防犯灯設置助成決定変更・取消通知書（第4号様式）にて申請者に通知する。</p> <p>(1) 完了検査時に、この要綱及び設置基準に基づいた工事を行っていない場合__</p> <p>(2) 助成の決定を通知した日の属する年度内に完了届が提出されない場合__</p> <p>(3) 虚偽の申請を行った場合</p> <p>(4) 申請者から私道防犯灯設置助成決定変更・中止願が提出され、区長が適当と認めた場合__</p> <p>(5) 前各号のほか、区長の付した条件又は指示に従わなかった場合__</p> <p>(工事完了届)</p> <p>第10条 申請者は、設置工事が完了したときは、速やかに完了届（第5号様式）<u>及び当該工事にかかる請求書</u>を区長に提出しなければならない。</p> <p>第11条（現行のとおり）</p> <p><u>（領収書の提出）</u></p> <p><u>第12条 区長は、必要な場合は、当該工事にかかる領収書の提出を求めることができる。</u></p>

改正前	改正後
<p>(助成金の返還)</p> <p>第12条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。</p> <p>(1) 虚偽、その他不正な手段により助成金を受領した場合。</p> <p>(2) 助成金交付後に、交付決定の変更又は取り消しがあった場合。</p>	<p>(助成金の返還)</p> <p>第13条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。</p> <p>(1) 虚偽、その他不正な手段により助成金を受領した場合__</p> <p>(2) 助成金交付後に、交付決定の変更又は取り消しがあった場合__</p>



暗い私道を明るくしよう！

# 防犯灯

を付けませんか？

設置費用  
**100%**

令和6年4月～  
補助スタート！

補助条件があります。  
まずはご相談ください！

蛍光灯からLED灯への  
取り換えも受付中



### 【主な設置助成要件】

- 幅員1.2m以上で、道路の両端が公道に接している私道
- 幅員1.2m以上で利用戸数が2戸以上の私道

### 【問い合わせ先】

足立区役所  
都市建設部 道路公園整備室 道路公園管理課  
助成担当(足立区役所北館)

電話 03-3880-5012  
メール [douro@city.adachi.tokyo.jp](mailto:douro@city.adachi.tokyo.jp)

「美しいまち」は「安全なまち」



ビューティフル・ウィンドウズ運動展開中  
足立区

# 建設委員会情報連絡

令和6年3月15日

件名	「梅まつり」及び「大谷田公園梅園ライトアップ」の実施結果について																																													
所管部課名	道路公園整備室パークイノベーション推進課																																													
内 容	<p>大谷田公園で実施した「梅まつり」及び「梅園ライトアップ」の実施結果について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 開催日時</b></p> <p>(1) 梅まつり 令和6年2月25日（日）午前10時～午後3時</p> <p>(2) 梅園ライトアップ 令和6年2月23日（金・祝）～24日（土） 午後6時～午後8時（両日）</p> <p><b>2 会場</b> 大谷田公園（大谷田四丁目4番1号）</p> <p><b>3 来園者数等</b></p> <p>(1) 梅まつり</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> <th>R5</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天 気</td> <td>晴</td> <td>晴</td> <td>雨</td> <td>雨</td> </tr> <tr> <td>来園者数</td> <td>8,000人</td> <td>11,000人</td> <td>2,200人</td> <td>3,100人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成31年度～令和4年度は新型コロナウイルス感染症対策により中止</p> <p>(2) 梅園ライトアップ</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>日 付</th> <th>天 気</th> <th>来園者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2月23日（金・祝）</td> <td>雨</td> <td>110人</td> </tr> <tr> <td>24日（土）</td> <td>晴</td> <td>834人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>—</td> <td>944人</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>【参考】令和4年度実施結果</b></p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>日 付</th> <th>天 気</th> <th>来園者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2月23日（木・祝）</td> <td>晴</td> <td>682人</td> </tr> <tr> <td>24日（金）</td> <td>雨</td> <td>164人</td> </tr> <tr> <td>25日（土）</td> <td>晴</td> <td>666人</td> </tr> <tr> <td>26日（日）</td> <td>晴</td> <td>523人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>—</td> <td>2,035人</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	H28	H29	H30	R5	天 気	晴	晴	雨	雨	来園者数	8,000人	11,000人	2,200人	3,100人	日 付	天 気	来園者数	2月23日（金・祝）	雨	110人	24日（土）	晴	834人	合計	—	944人	日 付	天 気	来園者数	2月23日（木・祝）	晴	682人	24日（金）	雨	164人	25日（土）	晴	666人	26日（日）	晴	523人	合計	—	2,035人
年 度	H28	H29	H30	R5																																										
天 気	晴	晴	雨	雨																																										
来園者数	8,000人	11,000人	2,200人	3,100人																																										
日 付	天 気	来園者数																																												
2月23日（金・祝）	雨	110人																																												
24日（土）	晴	834人																																												
合計	—	944人																																												
日 付	天 気	来園者数																																												
2月23日（木・祝）	晴	682人																																												
24日（金）	雨	164人																																												
25日（土）	晴	666人																																												
26日（日）	晴	523人																																												
合計	—	2,035人																																												

#### 4 梅まつりの新たな取り組み

- (1) 谷中中学校吹奏楽部がオープニングの演奏を行った。
- (2) ゲートボール場内に飲食・休憩テントを2張り配置した。
- (3) 草地広場にキッチンカーを1台配置した。
- (4) 梅園内に喜田家の和菓子販売コーナーを配置した。

#### 5 当日の状況

##### (1) 梅まつり

開催前から雨は降っていたが、商店会の模擬店に行列が出来ていた。午後1時以降は、雨が降り続き気温が低かったため、徐々に来園者が少なくなり、まつりが終了する頃には、あまり人がいない状況であった。

##### (2) 梅園ライトアップ

2月23日(金・祝)は雨が降っていたので来園者は少ないが、梅園内が混雑せず、適度に人がいる状況であった。

2月24日(土)は晴れていたため、開園前から人が並び、来園者が絶えない状況であった。

##### (3) 当日の状況写真

###### ア 梅まつり



谷中中学校吹奏楽演奏



模擬店



梅園内



公園内

## イ 梅園ライトアップ



全景



近景

### 6 来場者からの主な意見について

#### (1) 梅まつり

- ア 谷中中学校の演奏が良かった。
- イ 地域密着なまつりで、フレンドリーな接客が良かった。
- ウ 雨の中の梅も良かった。また、梅が綺麗で良い香りだった。
- エ 梅園は綺麗に手入れされており、スタッフの気配りも良かった。

#### (2) 梅園ライトアップ

- ア 照明の色がカラフルに変わって綺麗。
- イ 来年も見たい、楽しみにしている。
- ウ もう少し光の色味を弱くして梅の色を見せてほしい。

### 7 今後の課題

雨天時はオープニングの吹奏楽演奏を中止としていたが、今回は、雨天でも演奏したいとの強い要望があり、急遽、演奏場所をつくり実施した。今後は、雨天でも演奏できる設営を事前に検討する。

# 建設委員会情報連絡

令和6年3月15日

件名	荒川放水路通水100周年記念事業第2回実行委員会の結果について													
所管部課名	道路公園整備室パークイノベーション推進課 都市建設部都市建設課													
内容	<p><b>1 開催日時</b> 令和6年1月26日（金）午前10時～午前11時</p> <p><b>2 会場</b> 荒川下流河川事務所 1Fアモアホール</p> <p><b>3 目的</b> 荒川放水路通水100周年を迎える事を機に、あらゆる主体が、流域の未来像を考え、流域治水の重要性を広く啓発するため。</p> <p><b>4 参加者</b> 沿川2市7区の首長、荒川下流河川事務所長、東京都建設局長、埼玉県 県土整備部長</p> <p><b>5 内容</b> (1) 荒川放水路通水100周年記念事業の概要の公表 (別紙1 P18参照) (2) 荒川放水路通水100周年記念事業行動宣言の公表 (別紙2 P19参照)</p> <p><b>6 今後の予定</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">年 月 日</th> <th style="width: 70%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年3月～10月</td> <td>自治体、都県、関係機関でパネルリレー展</td> </tr> <tr> <td>令和6年3月下旬</td> <td>情報誌るるぶ荒川放水路の発行 (電子スタンプラリー 4月～10月)</td> </tr> <tr> <td>令和6年4月～10月</td> <td>首長他のメッセージ動画をWEBサイトで上映</td> </tr> <tr> <td>令和6年7月7日</td> <td>通水100周年カウントダウンイベント</td> </tr> <tr> <td>令和6年10月12日</td> <td>通水100周年イベント</td> </tr> </tbody> </table>		年 月 日	内 容	令和6年3月～10月	自治体、都県、関係機関でパネルリレー展	令和6年3月下旬	情報誌るるぶ荒川放水路の発行 (電子スタンプラリー 4月～10月)	令和6年4月～10月	首長他のメッセージ動画をWEBサイトで上映	令和6年7月7日	通水100周年カウントダウンイベント	令和6年10月12日	通水100周年イベント
年 月 日	内 容													
令和6年3月～10月	自治体、都県、関係機関でパネルリレー展													
令和6年3月下旬	情報誌るるぶ荒川放水路の発行 (電子スタンプラリー 4月～10月)													
令和6年4月～10月	首長他のメッセージ動画をWEBサイトで上映													
令和6年7月7日	通水100周年カウントダウンイベント													
令和6年10月12日	通水100周年イベント													

**7 今後の方針**

今後、区のイベントや広報等で記念事業を周知するとともに国、関係機関と連携して円滑な事業推進を図っていく。

- ◆ 荒川放水路通水100周年を迎える事を機に、地域住民を始めとする多様な主体が、荒川流域の未来像を考え、流域治水の重要性を広く啓発するとともに、河川と共に育んできた文化について考えるために必要な事業を行うことを目的に、沿川自治体首長等参加のもと「荒川放水路通水100周年記念事業第2回実行委員会」を令和6年1月26日(金)に開催。
- ◆ 百年の想いを振り返り、荒川放水路に関わった全ての人々への感謝と、未来へ向けた取組を沿川2市7区の首長及び東京都、埼玉県と連名で「荒川放水路通水100周年行動宣言」としてとりまとめ、公表するとともに、荒川放水路通水100周年記念事業の概要を公表。

## <協議会開催概要>

- ◆ 開催日時：令和6年1月26日(金) 10:00～
- ◆ 開催場所：荒川下流河川事務所 1Fアモアホール
- ◆ 議事：①荒川放水路通水100周年記念事業の概要  
②荒川放水路通水100周年記念事業行動宣言  
③記念撮影



### ◆ 出席者

戸田市長	菅原 文仁	川口市長 (代理：副市長)	奥ノ木 信夫
板橋区長	坂本 健	北区長	山田 加奈子
足立区長	近藤 弥生	墨田区長	山本 亨
葛飾区長	青木 克徳	江東区長	大久保 朋果
江戸川区長	斉藤 猛	埼玉県県土整備部長	金子 勉
東京都建設局長 (代理：河川部長)	斉藤 有	事務所長	出口 桂輔

## ○荒川放水路通水100周年記念事業の概要



- ・ロゴマーク、キャッチコピー等公表
- ・荒川放水路通水100周年行動宣言
- ・メッセージ動画公表
- ・イベントカレンダー公表
- ・各市区広報誌に記事掲載
- ・パネルリレー展開催
- ・各市区広報ブース設置
- ・るるが荒川放水路発行
- ・荒川知水資料館amoaリニューアル

## ○記念撮影



※後列左から、埼玉県県土整備部長、川口市副市長、北区長、事務所長、墨田区長、東京都河川部長  
前列左から、戸田市長、板橋区長、足立区長、葛飾区長、江戸川区長、江東区長

## 荒川放水路通水100周年行動宣言

荒川下流部は、大正13年(1924年)10月12日に通水式を実施してから100年となる、人工の河川「荒川放水路」です。

荒川放水路が開削される以前の江戸・東京は、有史以来、度重なる水害を受けてきました。特に、明治40年(1907年)、明治43年(1910年)の洪水では、近代国家の帝都建設に向けて拡大していた工場地帯や市街地まで浸水がおよび、大きな打撃を受けました。

荒川放水路は、このような水害を契機とする抜本的な治水対策として、北区の岩淵に水門を造って本流を仕切り、岩淵の下流から中川の河口方面に向けて、延長22km、幅500mもの放水路を掘るという大規模なもので、明治44年(1911年)に着手され、大正13年(1924年)に通水を開始しました。

放水路の完成により、東京東部・埼玉南部の低地帯は水害から守られ市街化が進み、明治期の近代産業化、関東大震災、東京大空襲、高度経済成長期、そして現在に至るめまぐるしい変化の中で、荒川放水路は首都東京とその周辺都市の発展とともに変遷してきました。

一方、世界的な地球温暖化、気候変動に伴い全国各地で相次ぐ水害は、私たち荒川流域も決して他人事ではありません。国・都道府県・市区町村、地域住民・企業など流域のあらゆる関係者が協働して総合的・多層的に地域づくりを行う「流域治水」の取組が求められ、「River Basin Disaster Resilience and Sustainability by All」と英訳されるとおり、強靱で持続可能な地域づくりをみんなで取り組む必要があります。

荒川放水路は、完成から一度も決壊することなく水害から人々の命と暮らしを守り、大都市に残る貴重なオープンスペースとして、多くの人々の憩いと安らぎの場として、動植物の生息・生育・繁殖の場として、地域の発展を支え続けてきました。

荒川放水路通水から100年の節目に、改めて、荒川放水路が地域の社会資本として過去から現在に至るまで水害から流域を守り続けてきた意義、流域にもたらした恩恵、荒川放水路に関連する事業や取組などを振り返り、今後の100年の荒川放水路の未来をどう描くことができるのか、流域に暮らす一人一人が自分事として捉え、地域の発展にどう貢献できるのかを考えるきっかけにしたいと思います。

荒川放水路によって結ばれた運命共同体である私たちは、これまでに荒川放水路に関わった全ての人々への感謝の意を表すとともに、これからも安心して暮らしていける強靱で持続可能な地域としてより良い形で将来に引き継いでいくことを目指して、「荒川放水路通水100周年行動宣言」を次のとおり宣言します。

(全体)

1. 荒川放水路の歴史、地域の社会資本としての役割を次世代に継承するとともに、今後の地球温暖化、気候変動などの新たな課題に対応する「流域治水」の取組に挑戦します。

(防災・減災、強靱化)

2. 洪水等による被害を可能な限り防止し流域全体の水害リスクを軽減するため、荒川水系河川整備計画等に基づき、計画的かつ着実に流域の治水施設等の整備・老朽化対策を継続するとともに、デジタル技術等を活用した公物管理の高度化による行政サービスの向上や働き方改革に挑戦します。  
加えて、地域のまちづくりを担う流域の自治体等と河川管理者が一体となって、まちづくりや避難に関する計画等を踏まえた高規格堤防などの高台まちづくりに挑戦します。

(水辺空間・自然環境)

3. 大都市に残る貴重なオープンスペースを、全ての河川利用者に愛される空間として次世代に引き継いでいくため、荒川将来像計画等に基づき、魅力ある水辺整備や良好な自然環境の創出などによる水辺の拠点づくり、緊急用河川敷道路・船着場等を活用した拠点間を繋ぐネットワークづくりに挑戦します。

(危機管理)

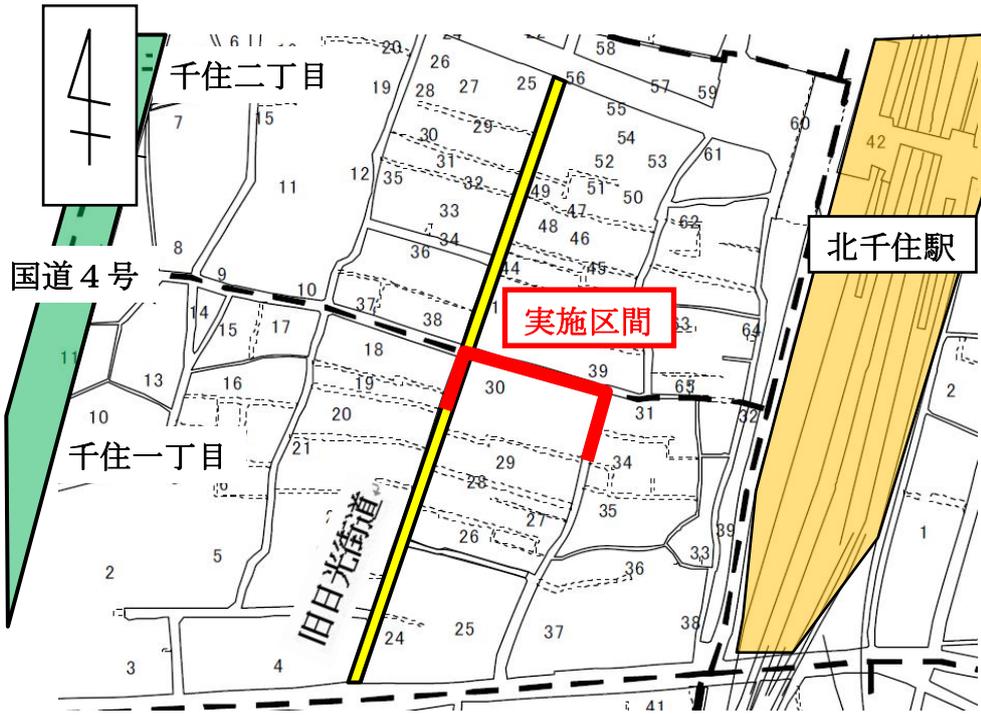
4. 発生が懸念される大規模水害や首都直下地震に備え、荒川流域水防災流域タイムラインや荒川下流防災施設活用計画等に基づき、流域の自治体・警察・消防・自衛隊・海上保安庁・ライフライン事業者等との災害時の連携協働体制を強化し、円滑な防災・避難行動等の実現に向けた取組に挑戦します。

(地域間交流)

5. 荒川放水路をはじめとした水で繋がる地域間での公公・公民・民民連携を推進し、水の繋がりを通じた相互理解・相互応援の関係づくり、流域一体となった地域づくりに挑戦します。

# 建設委員会情報連絡

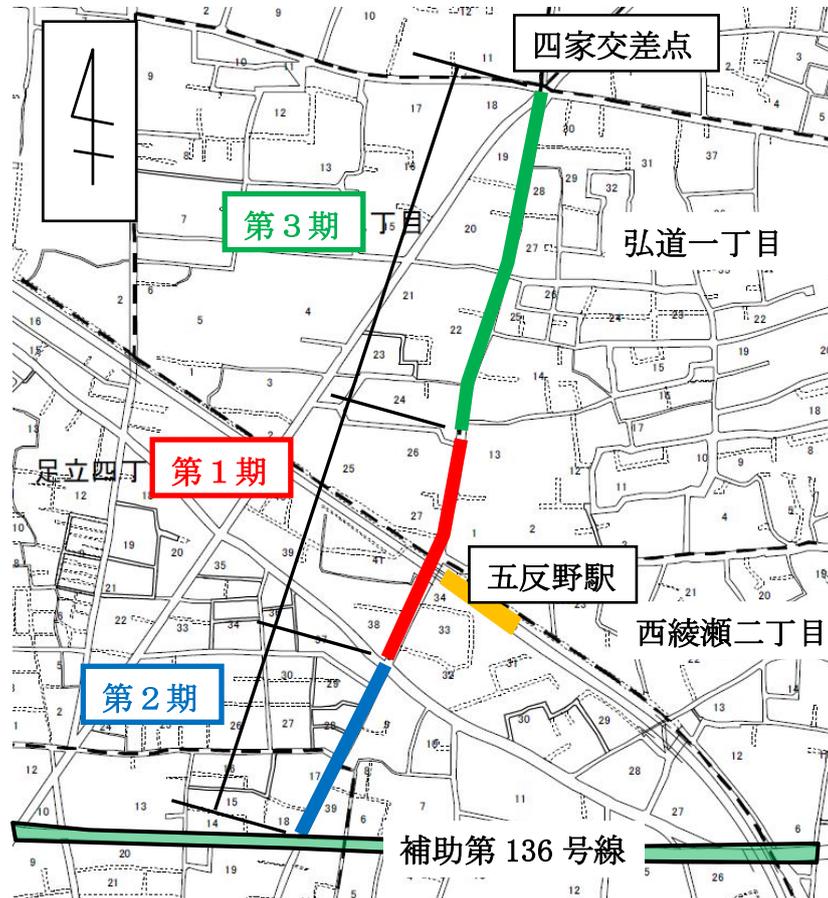
令和6年3月15日

<p>件名</p>	<p><b>無電柱化事業の進捗について</b></p>				
<p>所管部課名</p>	<p>道路公園整備室道路整備課</p>				
<p>内容</p>	<p>「足立区無電柱化推進計画」におけるチャレンジ路線（千住地区、五反野地区）及び防災に寄与する路線（江北地区）の無電柱化事業について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 千住地区</b></p> <p>(1) 実施区間</p> <p>千住一丁目地区市街地再開発事業用地の外周道路で無電柱化を進めている。今回は、民地への引込管工事を行った。</p>  <p>(2) 事業スケジュール</p> <table border="1" data-bbox="470 1780 1404 1937"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年度</td> <td>電柱の抜柱、管路への入線工事 道路の本復旧工事</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	内 容	令和6年度	電柱の抜柱、管路への入線工事 道路の本復旧工事
期 間	内 容				
令和6年度	電柱の抜柱、管路への入線工事 道路の本復旧工事				

## 2 五反野地区

### (1) 実施区間

四家交差点から補助第136号線までの区間を3期に分割して無電柱化を進めている。今回は、五反野駅前通り（第1期）の既設水路試験掘工事に着手した。



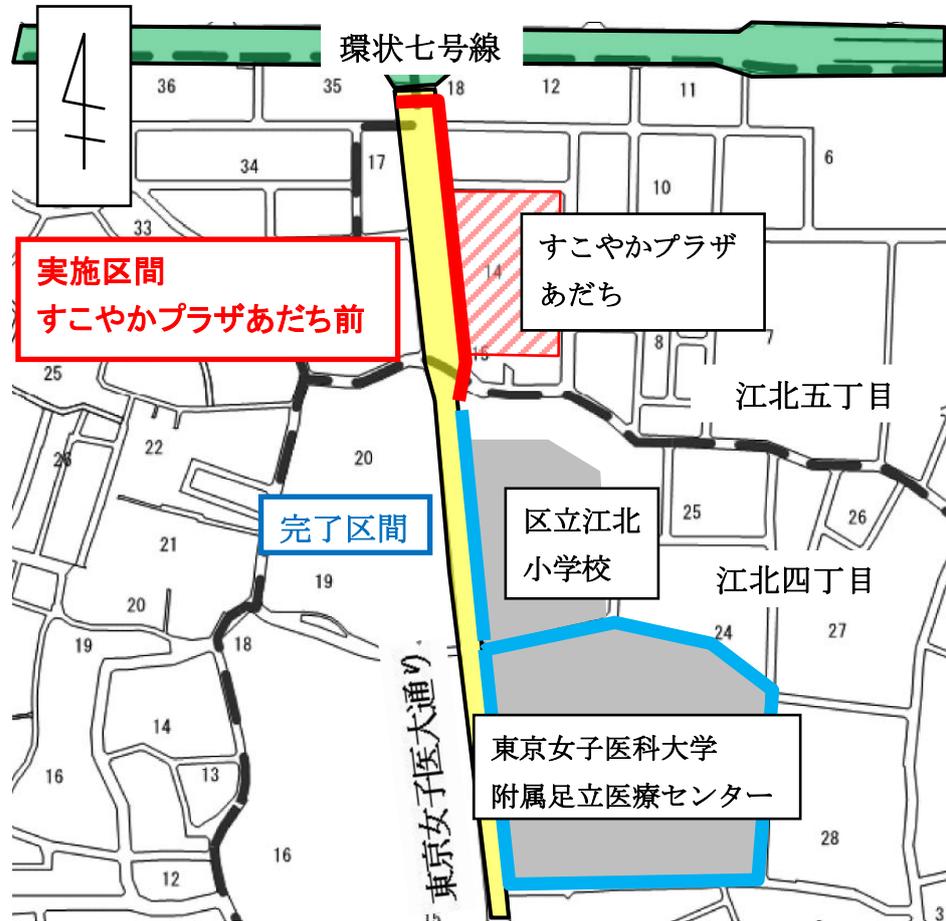
### (2) 事業スケジュール（第1期）

期 間	内 容
令和6年度	民地への引込管設計（東電）、既設水路撤去設計
令和7年度	民地への引込管設計（NTT）、既設水路撤去工事

### 3 江北地区

#### (1) 実施区間

東京女子医科大学附属足立医療センターから環状七号線までの区間を分割して無電柱化を進めている。今回は、すこやかプラザあだち前の電線共同溝本体工事及び民地への引込管設計に着手した。



#### (2) 事業スケジュール (すこやかプラザあだち前)

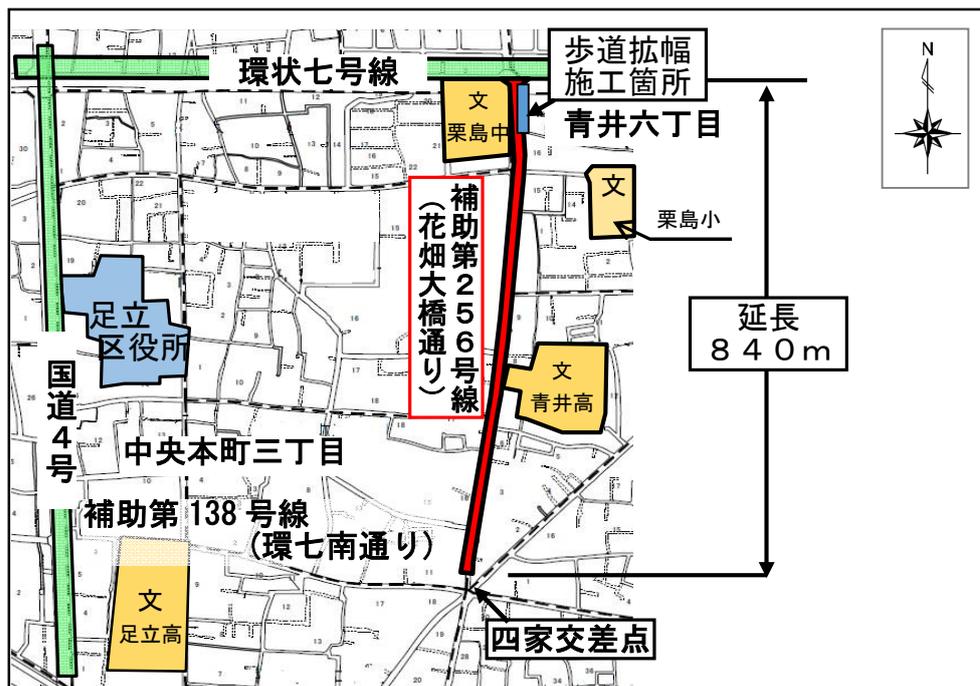
期 間	内 容
令和 6 年度	電線共同溝本体工事 (すこやかプラザあだち 対面側歩道)
令和 7~8 年度	民地への引込管工事、管路への入線工事 電柱の抜柱

# 建設委員会情報連絡

令和6年3月15日

件名	補助第256号線整備の進捗状況について								
所管部課名	道路公園整備室道路整備課								
内 容	<p>補助第256号線整備の進捗状況について、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 これまでの経緯</b>          令和元年度 事業認可          令和2年度 用地補償説明会          令和2年度～ 用地取得開始</p> <p><b>2 用地取得について</b>          (1) 取得対象面積 6,366.12㎡          (2) 既取得面積 3,423.91㎡ 令和6年2月29日時点          (3) 既取得率 53.78% 令和6年2月29日時点          (4) 事業効果の早期発現の取組み          都市計画道路の完成までには、長期間を要することから、早期に安全な歩行空間を確保するため、取得した用地は適宜、歩道拡幅を行っている。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>【用地買収前】</p>  </div> <div style="font-size: 2em; font-weight: bold;">➔</div> <div style="text-align: center;"> <p>【用地買収後】</p>  </div> </div> <p>※ 次ページ位置図「歩道拡幅施工箇所」の写真</p> <p><b>3 今後の予定</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">期 間</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2～6年度</td> <td>用地取得</td> </tr> <tr> <td>令和5～7年度</td> <td>道路及び電線共同溝等詳細設計委託</td> </tr> <tr> <td>令和8～15年度</td> <td>工事着工（下水道、電線共同溝、街築）</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	内 容	令和2～6年度	用地取得	令和5～7年度	道路及び電線共同溝等詳細設計委託	令和8～15年度	工事着工（下水道、電線共同溝、街築）
期 間	内 容								
令和2～6年度	用地取得								
令和5～7年度	道路及び電線共同溝等詳細設計委託								
令和8～15年度	工事着工（下水道、電線共同溝、街築）								

(位置図)



#### 4 問題点、今後の方針

権利者の意向に寄り添い、丁寧な用地取得交渉を進めていくとともに令和15年度の事業認可期間内での完成を目指す。

# 建設委員会情報連絡

令和6年3月15日

件名	令和5年度空き家無料相談会の開催結果について																				
所管部課名	建築室住宅課																				
内容	<p>空き家無料相談会（以下「相談会」という。）を開催したので、以下のとおり報告する。</p> <p><b>1 開催概要</b></p> <p>(1) 期 間 令和5年6月27日（火）～令和6年2月1日（木）</p> <p>(2) 開催回数</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 区内各所 34回（各回2時間）</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 本庁舎 3回（各回3日間）</p> <p>(3) 会 場</p> <p style="padding-left: 20px;">本庁舎、住区センター、地域学習センター、地域包括支援センター、足立成和信用金庫地域応援相談プラザ等</p> <p>(4) 受託者 一般社団法人 空き家活用推進協会</p> <p><b>2 相談件数</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">開催場所</th> <th style="width: 15%;">開催回数</th> <th style="width: 25%;">相談件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本庁舎 各回3日間開催</td> <td style="text-align: center;">3回</td> <td style="text-align: center;">27物件</td> </tr> <tr> <td>足立成和信用金庫 駅付近の3か所で開催</td> <td style="text-align: center;">12回</td> <td style="text-align: center;">23物件</td> </tr> <tr> <td>住区センター 区内全域で開催</td> <td style="text-align: center;">8回</td> <td style="text-align: center;">8物件</td> </tr> <tr> <td>その他 勤労福祉会館や地域学習センター等で開催</td> <td style="text-align: center;">14回</td> <td style="text-align: center;">12物件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">70物件</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 主な相談内容と対応</b></p> <p>相談会での説明に加え、要望に応じて現地調査等を行い、提案書をまとめて後日郵送している。</p> <p>(1) 遠方の建物を相続した場合の対応について 管理や売却の方法、建物がある自治体の支援制度を説明。</p> <p>(2) 所有する空き家の売却について 売却の進め方や助成制度を説明。要望に応じて解体費や売却額の概</p>			開催場所	開催回数	相談件数	本庁舎 各回3日間開催	3回	27物件	足立成和信用金庫 駅付近の3か所で開催	12回	23物件	住区センター 区内全域で開催	8回	8物件	その他 勤労福祉会館や地域学習センター等で開催	14回	12物件	合計		70物件
開催場所	開催回数	相談件数																			
本庁舎 各回3日間開催	3回	27物件																			
足立成和信用金庫 駅付近の3か所で開催	12回	23物件																			
住区センター 区内全域で開催	8回	8物件																			
その他 勤労福祉会館や地域学習センター等で開催	14回	12物件																			
合計		70物件																			

算を提示。

- (3) 施設に入所し実家が空き家になる際に行うべきことについて  
草刈りや清掃、換気など定期的に見回る際の点検項目を例示。売却  
や賃貸する場合の注意点も併せて説明。

#### **4 アンケート結果の概要**

提案書を送付する際にアンケートを同封し、回答いただいた内容は以  
下のとおり。

- (1) すべての方が相談に対して満足、やや満足との評価であった。
- (2) 受託者から丁寧な提案書をいただき参考になった。
- (3) 自身にまったく知識のない問題だったので大変助かった。

#### **5 問題点・今後の方針**

- (1) 集客の多かった会場、開催時間を精査し相談会を継続する。
- (2) オンライン申請やWEBによる相談を継続し、相談しやすい体制を  
整えていく。
- (3) 権利関係などの詳細な調査で時間を要する物件もあるが、継続して  
丁寧な対応を進めていく。